

「此花区 万博交流大使」設置要綱

(目的)

第1条 2025年大阪・関西万博（以下「万博」という。）の開催をきっかけに、此花区及び区民等（以下「区民等」という。）と諸外国並びに各都市及びその市民等（以下「諸外国等」という。）との交流事業を促進するため、「此花区 万博交流大使」（以下「大使」という。）を置く。

(任務)

第2条 大使の任務は、次のとおりとする。

- (1) 区民等と諸外国等との万博を通じた交流促進に関すること
- (2) 前号に掲げる事項について、此花区の広報媒体を活用した情報発信に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的に資すると此花区長が認める活動に関すること

(委嘱)

第3条 大使は、次の各号に該当する者又は団体の中から、此花区長が委嘱する。

- (1) 万博に強い思いがあり、深い知識や情報を有し、万博を通じて諸外国等との関わりが深く、その活動が広く一般に認知されているもの
- (2) 区民等と諸外国等との万博を通じた交流について、自ら主体的・自主的的魅力発信、参加促進に資する活動等に取り組み、積極的に協力するもの

(任期)

第4条 大使の任期は、委嘱のあった日の属する年度の3月31日までとする。ただし、任期満了の日までに大使から辞退の申出がない場合は、さらに1年委嘱できることとし、以後もまた同様とする

(解嘱)

第5条 此花区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、大使を解嘱することができる。

- (1) 大使から辞退の申出があったとき
- (2) 第2条各号に掲げる活動を行うことができなくなると認められるとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、此花区長が大使として適任でないと認めたとき

(報酬等)

第6条 大使の活動への報酬は支給しない。ただし、此花区長が必要と認める場合は、その活動のための費用を予算の範囲内で支給することができる。

(庶務)

第7条 大使との連絡その他の庶務は、此花区役所政策共創課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は此花区長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。